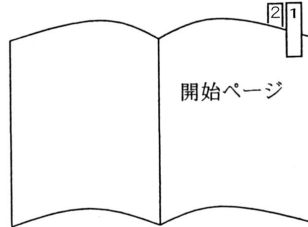
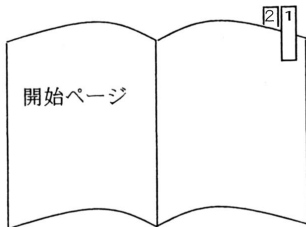


(別紙)

楽譜提出についての注意 (審査用楽譜提出確認シート)

- ☐ 審査用として、演奏曲の楽譜を1グループあたり3部提出してください。(例えば、2グループが同じ楽譜で演奏する場合は、計6部必要です。)
- ☐ 楽譜の表紙に「部門」「グループ名」「学校名」を明記してください。
- ☐ 演奏曲ページの右上に付箋をつけてください。(開始ページにかかわらず右上につけてください。)



- ・楽譜が隠れないようにつけてください。
- ・複数曲ある場合は、演奏順を数字で示してください。
- ・付箋が重ならないようにしてください。

- ☐ 楽譜の改変をする場合、すべての著作者(作詩・作曲・編曲等)からの許諾書を添え、改変内容を明記した文書を提出してください。

・声部数が出演人数を超えないようにしてください。特に、div.による声部の増加箇所に気をつけてください。

・「1オクターブ下げて演奏する」「曲の一部を省略する」「移調する」「ピアノ譜のついている曲を無伴奏で演奏する」「楽器を追加したり減らしたりする」など、楽譜通りに演奏しないことはすべて楽譜の改変となります。

- ☐ ダウンロード購入した楽譜を使用する場合は、必要部数の購入を確認できる書類(領収書、購入完了メール等)を添えて提出してください。

・無料のダウンロード楽譜を演奏する場合、JASRACや著作者の許諾手続きが必要な場合があります。確認願います。

- ☐ ダウンロード購入した楽譜、許諾を得てコピーした楽譜は、製本して一般的な楽譜の形状にしてください。

・1カ所を綴じただけの簡易な製本は認めません。

- ☐ 市販の楽譜が品切れや絶版等で入手できず、やむなくコピーした楽譜を使用する場合は、日本音楽著作権協会(JASRAC)の発行する「許諾書」を添えて提出してください。また、コピーした楽譜に「許諾番号」を記入し、「許諾証紙」を貼付してください。

・詳細はJASRAC複製部出版課(03-3481-2170)へ問い合わせてください。

・市販の楽譜が品切れや絶版等で入手できない場合は、まず出版元に問い合わせてください。出版元と連絡が取れない場合は、日本楽譜出版協会(03-3257-8797)に問い合わせてください。

- ☐ 未出版の楽譜を演奏する場合は、すべての著作者(作詩・作曲・編曲等)からの演奏許諾書を添えて提出してください。

例：未出版の楽曲「○○○」を △△△(グループ名)が 愛知県ヴォーカル・アンサンブルコンテストで演奏することを許諾します。 許諾者名□□□□

なお、未出版の楽譜をコピーして使用する場合も、JASRACへの申請が必要です。

- ☐ 海外出版社の作品や一部の日本人作曲家の作品などは、JASRACの管理外となっている場合があります。その際は、海外の出版社や著作者と直接連絡を取り、必要な手続きを行ってください。